平成２９年（フ）第３３号
福島市飯坂町平野字小三郎内３番地の31
破産者　柳沼　慎哉
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第６７号
福島市渡利字平内町１番地の４ツイン小野Ｂ棟２号室
破産者　鈴木　文英
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４７４号
横浜市保土ケ谷区天王町２―42―２天王町団地２号棟1203、住民票上の住所東京都調布市深大寺南町３丁目17番地１　深大寺レジデンスＧ310
破産者　井上真由美
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７７号
横浜市戸塚区川上町137番地１　セブンフィールド107号
破産者　會田　道則
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７０号
神奈川県鎌倉市植木837番地１　204号室
破産者　高橋　正雄
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２４号
横浜市南区永田山王台６番25号　レオパレスａｎｉｍ202号、住民票上の住所横浜市磯子区森１丁目７番３―910号
破産者　田辺　勝弘
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
新潟県上越市頸城区松橋464番地34、開始決定時の住所新潟県上越市頸城区松橋542番地１サンスクエアー松橋Ｂ　103号
破産者　平野　正樹
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町市場1468番地
破産者　Ｏｈ！ｈａｐｐｙ　ｄａｙこと　山田　哲也
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
静岡市駿河区中田１丁目４番５―404号ウィステリア、開始決定時の住所静岡市清水区三保3266番地の17
破産者　水野　勝之
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番26号　コーポ相原103号
破産者　早﨑　　理
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県田川郡糸田町1786番地５
破産者　白石　伸二
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４２号
福岡県田川郡福智町金田663番地11、前住所福岡県田川郡福智町伊方4000番地８　山口アパート102号
破産者　妹尾　孝一
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３６号
佐賀県唐津市和多田用尺12番35号　吉田アパート８号
破産者　江口喜代美
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５１号
宮崎県都城市山田町山田1246番地の１
破産者　緒方　義夫
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良市平松5411番地１
破産者　中水　光秀
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６６号
群馬県高崎市下小鳥町829番地１
破産者　松岡　洋子（旧姓生井）
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６３８号
静岡県焼津市西小川５丁目５番地の４　シャルマンＫｏｇａｗａ202号、旧住所静岡県焼津市一色527番地の２
破産者　木村　義孝
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部